

福井地裁の高浜原発差止仮処分決定を支持し、原発ゼロ社会を実現すべく、政府に対し原発依存政策の転換を強く要請する声明

- 1 福井地方裁判所は、2015年4月14日、高浜原発から250キロメートル圏内に居住する住民の人格権に基づいて、高浜原発3, 4号機の運転差止を認める画期的な仮処分決定を下した。

国民の安全を第一に考え原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この決定を強く支持するとともに、申立人・弁護士ら関係者のご努力に対して心より敬意を表する。関西電力及び政府に対しては、この決定内容を重く受け止め、原発再稼働を断念し、直ちに原発依存社会からの撤退を決断するよう強く求める。

- 2 高浜原発3, 4号機については、本年2月12日に原子力規制委員会が新規制基準に適合していると判断し、再稼働の危険が具体化していた。

自由法曹団は、これまで新規制基準は決して安全性基準ではないということを強調し、新規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、警鐘を乱打してきた。

そして、本決定は、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できる」とし、原子力規制委員会の許可がなされた現時点においては、緊急に運転を差し止める必要性が認められるとし、新規制基準に基づく新たな安全神話を一蹴した。

- 3 また、本決定は、原発は我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという認識に立ち、関西電力の主張に対しては、「基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠の乏しい楽観的な見通しにしかすぎない」、「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに対応が成り立っていると云わざるを得ない」と断罪し、原発事故によ

って取り返しのつかない損害を被るおそれがあるからこそ、原子炉の運転を止めることが、この具体的な危険性を大幅に軽減する適切で有効な手段であると断言した。

これは、国民の命を守る極めて常識的な判断であり、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。

- 4 住民の人格権を根拠に原発の運転差止を認めた判決はすでに昨年5月21日に同じ福井地方裁判所で行われている。それにもかかわらず、国と電力会社は、司法の判断を無視して原発の再稼働を押し進めようとしているが、憲法に基づく法治国家としてあるまじき姿勢であり、その姿勢こそが断罪されなければならない。

特に政府は、エネルギー基本計画において、エネルギー政策の課題を電力供給の安定性、コストの低減、CO2削減などとし、その課題を解決する方策として、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけている。そして、上記司法の判断を無視し、法治主義を無視して、原発推進政策にのめり込んでいるのである。

政府は、国民の安全がなによりも優先されるべきとの国家の基本理念に立ち返り、本決定及び大飯原発差止判決の内容を虚心坦懐に受け止め、誤った原発推進政策を早期に撤回すべきである。

- 5 自由法曹団は、これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、政府に対し、責任をもって福島原発事故の収束を最優先に行うことを求めるとともに、原発依存政策から撤退し、早期に原発ゼロの社会を実現する決断をすべきことを強く要請する。

2015年4月16日

自由法曹団
団長 荒井 新二